

【記入にあたっての注意事項】

1 対象

チェックシートの記入対象は、原則として全従業員（会社）とします。

ただし、4（5）の賃金単価については、本件に主として従事する従業員のみ（下請けや孫請け等を含む）とし、公共工事設計労務単価で区分される 51 職種に当たるものを対象とします。

職 種 一 覧 表					
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水工	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（普通）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく校	50	交通誘導員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導員B

\* 1 職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

\* 2 本件に主として従事する従業員とは、雇用形態を問わないものとし、会社役員、事務職員、現場代理人、監理技術者、主任技術者等を含まないものとします。

2 最低労働賃金単価

労働賃金単価は1日当たりで計算し、その額と職種を記入してください。

職種は、該当するものを上記「職種一覧表」から選んで記入してください。

（計算方法）

（1）時間給の場合…時間給を記入（記入欄の1日を1時間に訂正して記入）

（2）日給の場合……日給÷1日の所定労働時間

（3）月給の場合……以下により算出した額を、会社所定の1月の労働日数で除し、1日単価に換算して記入

①基本給相当額＋②基準内手当＋③臨時の給与＋④実物給与

①基本給相当額	
②基準内手当	通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当
③臨時の給与	賞与等
④実物給与	食事の支給等